



2024年12月30日

各位

会社名 ワイエスフード株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 光久
 (コード番号: 3358、スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 中村 行男
 (TEL. 0947-32-7382)

第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項付）の払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年12月13日開催の取締役会において決議した、第5回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、割当先である Cantor Fitzgerald Europe との間で本新株予約権に係る第三者割当契約証書（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、払込が完了したことを確認いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2024年12月13日公表の「第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

<本新株予約権の払込完了>

本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2024年12月30日
(2) 新株予約権の総数	76,370個
(3) 発 行 価 額	総額2,978,430円（本新株予約権1個につき39円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	7,637,000株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権の上限行使価額はありません。 下限行使価額は51.5円であり、下限行使価額においても潜在 株式数は変動しません。
(5) 調達資金の額	総額779,936,430円（注）
(6) 行 使 価 額	当初行使価額は、本発行決議前取引日の終値103円とします。 2025年1月7日（同日を含む。）以後、本新株予約権の各行使

		<p>請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。</p> <p>但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額である51.5円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p>
(7)	募集又は割当方法 (割当先)	Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	新株予約権の 行使期間	2025年1月6日から2028年1月5日までの期間
(9)	譲渡制限及び行使 数量制限の内容	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結いたしました。</p> <p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限を定めました。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2024年12月30日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「本新株予約権制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。</p> <p>割当先は、前記所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で本新株予約権制限超</p>

	<p>過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
(10) そ の 他	<p>当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ 当社による本新株予約権の買戻 ・ 当社が、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること。なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、すべての本新株予約権が当初行使価額に基づき行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上